

運営規程

「通所介護事業及び通所型サービス（第1号通所事業）従来型通所サービス事業」

（目的）

第1条 特定非営利活動法人ふくし京丹後（以下「本法人」という。）が開設するデイサービスひまわり（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（通所介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供することを目的とする。

（事業運営方針）

第2条 事業運営方針は、次のとおりとする

1. 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
2. 指定介護予防通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
3. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名 称 デイサービスひまわり
2. 所在地 京都府与謝郡与謝野町字上山田500番地1

（職員等の職種・員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員等従業者の職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名（兼務）
管理者は、職員等の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
2. 生活相談員 5名（兼務）
生活相談員は、通所介護の利用申込み調整・相談業務等を行う。

3. 看護職員 2名 (兼務)

看護職員は、健康観察などを行うことにより、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者の通所介護計画に基づく適切な看護を行う。

4. 介護職員 12名 (兼務9名・専従3名)

介護職員は、利用者の通所介護計画に基づく適切な介護を行う。

5. 機能訓練指導員 2名 (兼務)

心身機能の低下防止・維持・回復訓練等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 この施設の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

1. 営業日

月曜日から土曜日

2. 定休日

日曜日、1月1日、1月2日、1月3日を休業日とする。

3. 営業時間

8時30分から17時30分まで

4. サービス提供時間

9時20分から16時30分まで

5. 延長サービス (※定休日は除く)

8時から9時20分まで、16時30分から18時まで

(指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用定員)

第6条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用定員は次のとおりとする。

1単位 25名 (通常規模)

(指定通所介護及び指定介護予防通所介護の内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護度とするサービスに応じて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいて徴収する。(65歳以上の方のうち、一定以上の所得がある方は2割負担)

①食事の提供

②入浴 (一般浴)

③日常生活動作の機能訓練

④健康チェック

⑤送迎サービス

⑥レクリエーション

⑦日常生活における介護等に関する相談及び助言

(支払方法)

第8条 利用料金の支払方法は、次のとおりとする。

1. 請求書発行 毎月5日
2. 支払期限 請求後10日以内
3. 支払方法 窓口現金払・口座振込・口座振替

(サービス提供地域)

第9条 通常のサービス提供地域は、次のとおりとする。

与謝野町、京丹後市(大宮町内)、宮津市(当施設より15Km内)

(サービス提供・利用時の留意事項)

第10条 サービスの提供と、ご利用にあたっての留意事項は、次のとおりとする。

1. 送迎時間の連絡と搭乗場所の確認をする。
2. 健康チェックを行い、体調が悪い場合は家族に連絡をする。
3. 体調不良・天候不順などにより、サービスの中止・変更をする場合がある。
4. 営業時間変更・イベントの実施・天候不順等により送迎時間の変更がある。
5. 利用時間変更の場合は事前に相談・連絡を受ける。
6. 食事不要の場合は前日までに申出を受ける。
7. 施設内の設備・器具の利用は職員への連絡により行う。
8. 車イス等は使い慣れた物の持参も可能とする。
9. 施設内での禁止事項。

喧嘩・口論・泥酔・政治活動・宗教活動・他人の自由侵害や攻撃、指定場所以外での火気使用。施設備品に損害を与え、又、施設外に持ち出すこと。

(緊急時の対応)

第11条 容態変化等の場合は救急車の手配をするとともに、家族(緊急連絡先)・主治医・居宅介護支援事業者へ連絡する。

(事故発生時の対応)

第12条 応急手当を行い、必要な場合は救急車の手配をするとともに、家族(緊急連絡先)・主治医・保健所・市町村・居宅介護支援事業者へ連絡する。

(損害賠償)

第13条 介護事故により施設が賠償責任を負った場合は、損害保険により補償する。

(非常災害対策)

第14条 地震・台風 風水害・火災時等は、利用者の安全確保を図る。

1. 地震

施設設備・備品の安全対策の徹底につとめると共に非常用資器材の備蓄を行い、発生時は利用者の身体の安全確保を図る。

2. 台風・風水害

非常用資器材の備蓄を行うと共に、発生時は利用者の身体の安全確保を図り、必要に応じ避難する。

3. 火災

周囲の者に知らせ初期消火を図ると共に消防署へ連絡を行う。利用者の避難誘導等安全確保を図る。

4. 防災訓練の実施

消火、通報及び避難誘導等の訓練を年1回以上実施する。

(通所介護計画及び介護予防通所介護計画の作成等)

第15条 通所介護計画及び介護予防通所介護計画の作成にあたっては、次の点に留意する。

1. 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況・個別ニーズ並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、居宅サービス計画に沿った内容の個別通所介護計画または介護予防通所介護計画を作成する。
2. 通所介護計画及び介護予防通所介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を交付・説明し、同意を得る。
3. 利用者に対し通所介護計画または介護予防通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理・評価を行う。

(サービス提供記録の記載)

第16条 サービスを提供した際は、その提供日及び内容、当該通所介護または介護予防通所介護事業について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(守秘義務)

第17条 事業所の職員は、事業所職員である期間及び事業所職員でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、事業所職員等が本規程に反した場合は適切に指導する等、必要な措置を講じる。

(衛生管理)

第18条 衛生管理は、次のとおりとする。

1. 通所介護及び介護予防通所介護事業に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
2. 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに、蔓延することがないように水廻り設備・厨房設備等の衛生的な管理を行う。
3. 職員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(職員の服務規律)

第19条 職員は、関係法令及び規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務にあたっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意するものとする。

1. 利用者に対しては、人格を尊重し、親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇する。

2. 常に健康に留意し職務にあたる。
3. お互い協力し合い、能率向上に努力するよう心掛ける。

(職員の質の確保)

第20条 事業所職員の資質向上を図る為、研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第21条 職員の就業に関する事項は、別に定める本法人就業規則による。

(職員の健康管理)

第22条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診しなければならない。

(帳簿書類の整備及び経理)

第23条 本法人の規定により、経理に関する帳簿等必要な書類を備え付け、明確に経理を行うものとする。会計期間は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他運営についての重要事項)

第24条 その他運営についての重要事項は、次のとおりとする。

1. 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、定員を超えて利用の受け入れは行わない。
2. 運営規程の概要・事業所職員の勤務体制・その他サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。

附則 この運営規程は、平成24年4月1日から施行する

平成30年4月1日 改定

平成31年4月1日 改定

令和2年4月1日 改定

令和3年4月1日 改定

令和4年4月1日 改定

令和5年4月1日 改定